

2010年版 アイソトープ法令集 I の正誤表

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	
附 則 (平成16年6月2日法律第69号) (P.40) に以下を追加	
第3条 (P.41) に追加	
2 前項の規定により新法第3条第1項本文の許可とみなされる旧法第3条の2第1項の届出をした者は、この法律の施行の日から3月以内に、新法第3条第2項第3号、第5号及び第7号に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。	
3 前項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。	
第5条 に追加	
2 この法律の施行の際現に旧法第4条第1項の規定によりされている許可又は許可の申請(販売又は賃貸のための詰替えをする者に係るものに限る。)は、当該許可又は許可の申請に係る放射性同位元素の種類、密封の有無及び数量(同条第2項第5号の貯蔵施設の貯蔵能力である数量をいう。)に応じ、新法第3条第1項本文の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は新法第3条の2第1項本文の規定によりされた届出とみなす。この場合において、新法第3条第1項本文の許可とみなされる旧法第4条第1項の許可に係る同条第2項第4号の詰替施設の位置、構造及び設備は、新法第3条第1項本文の許可に係る同条第2項第5号の使用施設の位置、構造及び設備とみなす。	

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 (P.69)	
正	誤
(表示付認証機器の使用の届出)	(表示付認証機器の使用の届出)
第5条	第5条
2 削除	2 法第3条の3第2項の規定による変更の届出は、別記様式第5の届書により、しなければならない。

(2010年4月作成)